

二つ目のところの最後のところですね、今後の規制改革で、仮にこうした調査が前例とされば、規制改革の道を閉ざす重大な支障にもなりかねない、したがって、今回の調査は、あくまで例外中の例外であり、今後の前例とはならないことを明確にすべきであると、かなり厳しい指摘がなされています。

大臣伺います。

今回のように、弊害なく、成果が出ている件については全国展開しないというのは、あくまで例外中の例外ということでおろしいでしょうか。

○坂本国務大臣 国家戦略特区の原則は、特段弊害がない場合には全国展開するということであります。ただ、今回の場合は、国家戦略特区の中で農市一か所が例外的に、農地の売買の、株式会社の売買の対象にされております。

そういうことで、本特例についても例外的に、政府として、これから二、三の調査あるのは問題点の調査、これを行うということでありますので、このような調査を前例として今後行なうことはありません。

○松平委員 しっかりと断言いただきました。

最後ですけれども、今回の議論の対立、私、この調査、これを行なうということではありますので、この調査を前例として今後行なうことはありません。

○伊東委員長 そういうことで、本特例についても例外的に、

かりとしたKPIを設定することをお願いできます

がどうございました。

○松平委員 是非よろしくお願ひします。

時間が来ましたので、これで終わります。あり

ます。

○清水委員 次に、清水忠史でございます。

国家戦略特区法の一部を改正する法律案につい

て質問いたします。

法案に入る前に、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けている地方に対する支援策につ

いて、厚生労働省に一問質問いたしたいと思いま

す。

国民健康保険料あるいは国保税のコロナ特例に

による減免制度が二年間も行われることになりま

した。厚労省は、三月十二日、都道府県宛てに事務連絡を発出し、今年度分の国保料あるいは国保税の減免を行なった場合、その費用を特別調整交付

金の対象とすることを明記いたしました。昨年度

は、この割合が三%未満であっても財政支援を受

けたのです。

なぜ今回は全額補助としなかったのか、お答え

ます。

いうところがしっかりといたというのが元凶だと思います。

今年度、調査するとということなんですか

も、やはり、どういった結果が出ても、KPIの

設定によって評価が変わってくるので、最初にま

ずしっかりとしたKPIを設定して調査に入らな

いとまずいのではないかと思います。

そこで、大臣、今年度の調査に当たってはし

かりとしたKPIを設定することをお願いできま

すでしようか。

○坂本国務大臣 農地のやり取り、売買につきま

しては、長い長い様々な歴史があります。この調

査の具体的な内容についてはまだ未定であります

けれども、委員御指摘の点も踏まえまして、農林

水産省としっかりと連携しながら検討してまいりた

いと思っております。

○松平委員 是非よろしくお願ひします。

時間が来ましたので、これで終わります。あり

がどうございました。

○伊東委員長 一方、令和三年度の保険料につきましては、前

年所得に基づき賦課されるということでございま

すので、新型コロナウイルス感染症発生後の令和

二年の所得に応じた保険料が賦課されることにな

ります。

一方、令和二年も、所得が一定額以下の場合には、前

年所得に基づき賦課されるということでございま

すので、新型コロナウイルス感染症発生後の令和

二年の所得に応じた保険料が賦課されることにな

ります。

一方、令和三年度におきましても、新型コロ

ナウイルス感染症の影響はなお継続している状況

でございますので、令和三年に収入が減少する被

保険者の方々が生じ得るということござります

から、保険者が減免を実施した際の財政支援につ

いて、厚生労働省に一問質問いたしたいと思いま

す。

一方で、先ほど申し上げましたように、保険料

賦課における措置が講じられているということか

ら、金額ではなく、一定割合での財政支援をする

ということといたしまして、通常時であれば、減

免額が保険料総額に占める割合が三%以上である

場合にのみ保険者に対する財政支援を行うとい

うふうに考えております。

○清水委員 いや、周知するだけじゃなくて、今も含めて、引き続きしっかりと周知することで対応していくべきよろしくお願いしてまいりたいと思います。御承知のとおり、東京も含めて一都五県で蔓延防止等重点措置が行われるなど、今コロナ

うな段階をつけて、特例的に対象を拡充することとしたところでございます。

各保険者におかれましては、このような仕組みを活用して適切に減免を実施していただきたいと

いうふうに考えております。

○清水委員 そのようにおっしゃいましたが、全

国商工新聞によりますと、神奈川県愛川町の国保

課長さんは、昨年並みに減免すると二千万円以上

必要になる、国からの財政支援は計算すると約二割だ、残り一千六百万円の捻出、これはどうする

のか、非常に頭が痛い、こういうふうに答えておられるわけですよね。

前年度は災害等臨時特別補助金が積算され、全

額補助となつたわけですが、今回はそうでない。

これでは、財政難を理由にコロナ特例の国保減免を実施しない自治体も出てくるんじゃありませんか。そういう懸念が生まれるんじゃないでしょうか。

の災害が続いているわけですよね。

やはり、国保料のコロナ減免、せつかくつくったわけだから、全ての市町村で実施することができるように、何かしらの支援を、厚労省、するべきじゃないですか。

今の答弁では納得できません。もう一度お願いします。

○榎本政府参考人 委員の御指摘でございますけれども、私どもとしては、まずは今の状況を、今後の新型ウイルス感染症の感染状況あるいは保険者による減免の実施状況などを引き続き注視しながら、取りあえず、現在のところ、三年度、先ほど御説明を申し上げましたような形で財政支援を行ってまいりたいというふうに考えて行なっているところでございます。

○清水委員 そんな無責任なことを言うたら駄目ですよ。やはり、前年度同様、国が全額負担することを希望しておきたいと思います。

それでは、法案に入りますけれども、先に、工場を立地する際、緑地面積及び環境施設の基準を設けていますが、そもそも工場立地法は、製造業等の企業の社会的貢献として、工場敷地内の緑地化を行い、積極的に地域の環境づくりに貢献することを求めたものであり、工場立地の段階から、周辺の生活環境と調和を図ることを義務づけているのです。

経産省に確認しますが、今もこの考え方変わることはありますか。

○桜町政府参考人 お答え申し上げます。

工場立地法につきましては、工場立地の段階から、企業が周辺の生活環境との調和を保つための行っている、そういうものでございます。

○清水委員 今お聞きのとおり、十分な義務を果

たすようにということで、その考え方には変わりはないということあります。

配付資料を御覧ください。

これは、二〇一五年から二〇一九年までの工場、作業場における火災件数でございます。五年

前と比べまして、出火件数、重傷者数、焼損床面積、焼損表面積、そして損害額、これは全て拡大しているわけであります。

今回の特例では、こうした緑地面積等の規制が緩和され、工場で働く人々の災害時の一時避難場所がなくなることや、あるいは工場火災の際の延焼延焼効果が損なわれることになるという懸念が生まれると思うんですね。さらに、周辺住民に対する騒音、振動などへの環境保全という点でも、そもそも目的を投げ捨てることになるのではないか。

坂本大臣に伺うんですが、先ほど経産省は、十分な義務を果たすという考え方方に変わりはないというふうに答弁されました。今の国の準則では、例えば緑地面積率は二〇%以上と定めているんです。今回の特例によりまして、その下限が一%以上に設定できる、ぐうんと下げられる。これが一%という基準でも、そもそも緑地面積等を定めた、基準を定めた目的、趣旨、これが達成できるこというふうにどうして考えられるんでしょうか。大臣、お答えください。

○坂本国務大臣 今回の特例措置におきましては、工場周辺の生活環境との調和に配慮することが前提となつております。配慮すべき生活環境との調和というのはどういうものであるかといままで、新たな準則を適用しても周辺の生活環境との調和を損なうことがないと考えられる具体的な理由としては、例えば、新增設する工場が森林の中にある、あるいは河川等に開まれて、本当に大臣の意見を聞きたいと思います。

○清水委員 今お聞きのとおり、十分な義務を果

いいというようなことでございます。ですから、このような特例に当たりまして、工場を新規設する企業が、その社会的責任として周辺の生活環境との調和に配慮することが求められます。

この点につきまして、内閣府としても、経済産業省と連携しつつ、工場立地が環境の健全を図りながら適正に行われるよう、本特例の運用に努めてまいりたいというふうに思っております。

○清水委員 地域住民との調和、環境の調和とい

うふうにおっしゃいましたが、私は資料でお示

しましたように、工場火災というのが増えている

わけですよ。延焼延焼効果なども、緑地帯やある

いは環境施設というのは従業員の皆さんの一時避難場所になつてます。こうした安全性を損ねることがないという、そのことを保証できますか。私の質

問趣旨はそこなんです。これは、大臣、法案を提出した大臣なんだから、大臣、そこは、この火災の問題について答えてください。

○坂本国務大臣 その辺の、火災の問題につきましては、消防法あるいは高圧ガス法、そういったものでしっかりと守られているというふうに承知しております。

○清水委員 いや、その答弁では駄目ですよ。

だつて、安全性を損ねるための規制緩和になるんじゃないですか。企業の責任と国民生活を守るために規制を緩和するわけですから、この特例

は、私は断じて容認することはできない、それを

一点述べておきたいと思います。

企業による農地の取得についても質問するんで

すけれども、今回の特区を導入する条件について、坦々手不足で耕作放棄地が拡大するおそれがある中間地において、これが条件になつてている

んですね。

では、大臣は、なぜ全国で、地方で、耕作放棄

地がこれまで拡大してきたのか、その背景に何があるというふうにお考えですか。これは大きな視

野で、率直に大臣の意見を聞きたいと思います。

○坂本国務大臣 農業人口そのものが極端に減少

しております。五%から、今やもう、四%、三%。そして、若手の担い手というのがやはりいらっしゃいません。さらには、中山間地はとりわけ高齢の方々が多くいらっしゃいます。そういうことで、どうしても農業が続けられない農地を農地として耕せない、こういう状況が生まれてきているからであるというふうに思っております。

○清水委員 私もそのとおりだと思うんですね。やはり、若い世代の方々や、あるいは、いわゆる新規参入者、新規就農者が少ないということが原因だと思います。なぜ担い手不足になつたと思うのですが、では、なぜ担い手不足になつているのか、新規就農者が少ないのか、若い人たちが農業になかなか参入、あるいは引き継がなつていて、そのことを保証できますか。私の質

問趣旨はそこなんです。これは、大臣、法案を提出した大臣なんだから、大臣、そこは、この火災の問題について答えてください。

○坂本国務大臣 その辺の、火災の問題につきましては、消防法あるいは高圧ガス法、そういったものでしっかりと守られているというふうに承知しております。

○清水委員 私もそのとおりだと思うんですね。やはり、若い世代の方々や、あるいは、いわゆる新規参入者、新規就農者が少ないことが原因だと思います。なぜ担い手不足になつているのか、新規就農者が少ないのか、若い人たちが農業になかなか参入、あるいは引き継がなつていて、そのことを保証できますか。私の質

安心して始められ、収入が安定するような支援、例えば所得補償、価格保障、それから輸入自由化の歯止めなどが必要であります。企業による農地取得の特例については、やはり延長ではなく廃止すべきだ、このことを指摘して私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○伊東委員長 次に、美延映夫君。

○美延委員 日本維新の会の美延でございます。早く質疑させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議論を聞いておりますと、この改正案に對して余り前向きというような議論になつてないかなというような気がしました。私は、積極的に規制緩和をすべきという立場から議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

現行の農地法では、農地所有適格法人以外の、いわゆる一般法人が農地を取得することができません。しかし、農業の扱い手が不足し遊休農地が発生しているような地域において、意欲ある会社が農地を取得して農業に参入することは、地域の活性化にもつながると思います。

事業が認められている兵庫県養父市では、これまでに六法人が農地を取得し、営農をしてまいりました。ただし、このうち一法人は平成三十一年三月から休止中とのことですが、本年度中に再開を予定されているということです。このように農地を取得した法人の中には、酒米を生産し、それを原料に日本酒を製造し、国内だけではなく海外にも輸出している会社もあります。このようないくつかの特区を活用した規制の特例措置を推進し、特段の問題がなければ、私は全国展開を進めていくことが重要だと考えております。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

国家戦略特区の基本方針、これは法律に基づいて閣議決定しておりますのでございますが、この基本方針に基づきまして、特区の規制の特例措置につきましては、その実施状況について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくこととされておるところでございます。

この評価は、内閣府や特区の地方公共団体などが参加して特区の区域ごとに設置されております区域会議が行うこととされておりまして、具体的な評価項目としては、例えば、規制の特例措置を活用した事業の進捗状況、実現した経済的・社会的効果、規制の特例措置の活用状況及び効果、弊害が生じていてる場合にはその内容及び対策の実施状況などが定められているところでございます。

御指摘の養父市のこの特例でござりますけれども、この事業についても、これらの項目に即して、毎年度、評価をしております。具体的には、二十八年の創設以来、六法人が合計一・六ヘクタールの農地を取得しているというところでございまして、これらの六法人によつて、農業の大次産業化による地域経済の活性化、今までに御紹介いたしました酒米の製造、販売、日本酒の製造、販売、こういうものでございますが、こういった成果が上がつていてるというふうに評価をしておりますし、当初懸念されたような、何か農地が産業廃棄物の置場になつてしまふんじやないかといふふうに認識をしております。

○美延委員 特段の弊害がないということです。

法人農地取得事業は、現在、政令によって養父市ののみが指定されて十区域の国家戦略特区であつてもほかの地方自治体で実施することはできません。養父市のほかに法人農地取得事業を実施

したいと希望する自治体、先ほどの御答弁で今のことろないということを伺いましたが、希望する

の成果については、先ほど申しましたように、全

く

取得事業の政策効果について、内閣府はどのように歯止めなどが必要であります。企業による農地取得の特例については、やはり延長ではなく廃止

を検証する必要があると思うんですが、法人農地

を

方自治体がないとするならば、せっかく国家戦略特区法に規定しているわけですから、ほかの地方自治体も積極的に手を挙げられるような施策を

内閣府としても奨励すべきだと思うんですが、政

府の答弁を求めます。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

そもそも、この特例につきましては、法律上、活用できる区域というのが限定をされております。二つあります、一つには、農地の効率的な利用を図る上で農業の扱い手が著しく不足していること、それから、従前の措置のみによっては遊休農地などが著しく増加するおそれがあること、

す。

利用を図る上で農業の扱い手が著しく不足していること、それから、従前の措置のみによっては遊休農地などが著しく増加するおそれがあること、

利用を図る上で農業の扱い手が著しく不足していること、それから、従前の措置のみによっては遊

す。

この評価は、内閣府や特区の地方公共団体などが参加して特区の区域ごとに設置されております区域会議が行うこととされておりまして、具体的な評価項目としては、例えば、規制の特例措置を活用した事業の進捗状況、実現した経済的・社会的効果、規制の特例措置の活用状況及び効果、弊害が生じていてる場合にはその内容及び対策の実施状況などが定められているところでございます。

養父市の取組につきましては、今御指摘いたしましたとおり、ほかの中間地域においても地域経済活性化の一つのモデルとして大いに参考になりますのではないかと私どもは考えております。

このため、内閣府では、例えば、養父市の法人農地取得事業の成果、こういう成果を紹介する特

集ページというのを作りまして、ホームページ上に開設をしております。それから、特区のいろいろな実績や成果を紹介する活用事例パンフレット

というのを作つたりでござりますとか、あるいは、動画を作成して、これもホームページ上にアップして公表する、こういうことをやつておりますし、定例的に行つております特区の自治体を

集めた会議でもいろいろ御紹介をさせていただ

ます。そこで、十五・七ヘクタールはこれまで耕作放棄地、遊休地であったところを農地として再生させたということで、養父

の組合せでございました。そして、十五・七ヘクタールはこれまで耕作放棄地、遊休地であったところを農地として再生させたということで、養父

市の場合には私は効果があつたというふうに思

います。

ただ、全国の農地面積は四百四十万ヘクタールあります。その中の三十一ヘクタール、あるいは一・六ヘクタールということで、しかも、養父

市のような中間地域もあれば、非常に生産地の、

高い、都市近郊のあるいは平たん地の農地もあります。

そういうことを勘案しながら、例外的に、

政府として、もう一度ニーズ、問題点と、調査を

特別区域以外において今年度中に実施をし、その結果に基づいて全國への適用拡大について調整を

した上で、早期に必要な法案の提出を行つて

いる

とい

う

とおっしゃつておられます。

一方で、企業による農地所有に反対する理由として転売の可能性や耕作放棄地になる可能性などを挙げられておりますが、國家戦略特区法の定めによる法人農地取得事業では、このような反対意見を踏まえて、農地を取得した企業が農地を不適正に利用した場合には、地方自治体、この場合は養父市、養父市が買い戻すという契約を締結して

いることなどの条件を課しております。区域諮詢会議の有識者議員は、十分な成果が確認されているところは評価をしておられます。全国展開する際にも、地方自治体による買戻し特約等の要件をつければ問題ないと思います。

それにもかかわらず、法人農地取得事業を全国展開しない理由としてどのようなものがあるのか、大臣の答弁を求めます。

○坂本国務大臣 養父市の場合には、三十一ヘクタール、農地として活用をされました。その中に

は、一・六ヘクタールが所有、あとはリース、この組合せでございました。そして、十五・七ヘクタールはこれまで耕作放棄地、遊休地であったところを農地として再生させたということで、養父

市の場合には私は効果があつたというふうに思

います。

ただ、全国の農地面積は四百四十万ヘクタール

あります。その中の三十一ヘクタール、あるいは一・六ヘクタールということで、しかも、養父

市のような中間地域もあれば、非常に生産地の、

高い、都市近郊のあるいは平たん地の農地もあります。

そういうことを勘案しながら、例外的に、

政府として、もう一度ニーズ、問題点と、調査を

特別区域以外において今年度中に実施をし、その結果に基づいて全國への適用拡大について調整を

した上で、早期に必要な法案の提出を行つて

いる

とい

う

とおっしゃつておられます。